

平成 1 7 年度 久留米市 ガス事業 会計 予算

(総 則)

第 1 条 平成 1 7 年度久留米市ガス事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	供給戸数		27,600	戸
(2)	供給ガス量		29,414,000	立方メートル
(3)	一日平均供給ガス量		80,586	立方メートル
(4)	建設改良事業の概要			
1	本支管布設工事	総延長	7,600	メートル
2	本支管改良工事	総延長	3,050	メートル
3	供給管工事		306	本
4	附帯事業設備工事			一 式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 ガス事業収益			3,380,663 千円
第1項 営業収益			3,374,380 千円
第2項 営業外収益			6,231 千円
第3項 特別利益			52 千円
	支	出	
第1款 ガス事業費用			3,763,770 千円
第1項 営業費用			3,099,959 千円
第2項 営業外費用			653,185 千円
第3項 特別損失			626 千円
第4項 予備費			10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額787,159千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額22,254千円、過年度分損益勘定留保資金764,905千円で補てんするものとする。）。

	収	入	
第1款 資本的収入			13,071 千円
第1項 資本剰余金			13,067 千円
第2項 固定資産売却代金			4 千円
	支	出	
第1款 資本的支出			800,230 千円
第1項 建設改良費			491,124 千円
第2項 企業債償還金			299,106 千円
第3項 予備費			10,000 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 484,674 千円

(2) 交際費 550 千円

(たな卸資産購入限度額)

第6条 たな卸資産の購入限度額は、8,260千円と定める。

平成17年2月25日 提出

福岡県久留米市長 江 藤 守 國